

えんしん無担保住宅ローン[固定金利期間特約型]

2023年8月1日現在

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> ・えんしん無担保住宅ローン[固定金利期間特約型]、無担保住宅ローンプライム 						
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢が満18歳以上の方。 ・安定継続した収入がある方。 ・団体信用生命保険、3大疾病保障特約付団信又は就業不能・3大疾病団信への加入ができる方。 ・しんきん保証基金の保証を受けられる方。 ・当金庫の会員となれる方。(詳しくは当金庫窓口へお問い合わせください。) <p>【無担保住宅ローンプライム】 次のいずれかを満たす方は、保証料が割り引きとなる無担保住宅ローンプライムが適用となります。</p> <p>① 新たにご利用になるローン申込みをインターネットで行った方。 ② 申込時点又は融資実行日時点において、当金庫の対象ローンが次の条件を満たす方。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">対象ローン（次のいずれか）</th> <th style="width: 50%;">条 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>すべての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、基金保証付住宅ローン</td> <td> 利用状況が次のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> ・貸付実行日から6か月以上経過し、かつ直近の約定返済が行われている方 ・完済して3年以内の方 </td> </tr> <tr> <td>基金保証付カードローン、カードローン《セットプラン》</td> <td> 次のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> ・ご契約中の方 ・新規ご契約する無担保住宅ローンプライムの融資実行日以前に契約する方（同日を含む） </td> </tr> </tbody> </table>	対象ローン（次のいずれか）	条 件	すべての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、基金保証付住宅ローン	利用状況が次のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> ・貸付実行日から6か月以上経過し、かつ直近の約定返済が行われている方 ・完済して3年以内の方 	基金保証付カードローン、カードローン《セットプラン》	次のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> ・ご契約中の方 ・新規ご契約する無担保住宅ローンプライムの融資実行日以前に契約する方（同日を含む）
対象ローン（次のいずれか）	条 件						
すべての基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、基金保証付住宅ローン	利用状況が次のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> ・貸付実行日から6か月以上経過し、かつ直近の約定返済が行われている方 ・完済して3年以内の方 						
基金保証付カードローン、カードローン《セットプラン》	次のいずれかに該当 <ul style="list-style-type: none"> ・ご契約中の方 ・新規ご契約する無担保住宅ローンプライムの融資実行日以前に契約する方（同日を含む） 						
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・申込人が居住（居住予定を含む）し申込人もしくはその家族（配偶者、親、子、孫、兄弟）が所有している自宅、又はその家族が居住（居住予定を含む）し申込人が所有している自宅に関する資金で、次の資金といたします。 ① 1戸建、マンション（新築・中古）の購入資金、1戸建の新築・建替え・増改築資金及びリフォーム資金 ② 住宅用土地購入資金（底地及び隣地の購入資金を含む。) ③ 他金融機関住宅ローン借換資金 <p>※上記①は、売買契約又は工事請負契約時に支払う手付金・契約金で、申込日時点で支払日から3か月以内のものに限り、支払済資金も対象となります。</p> <p>※上記①に付帯するインテリアや家電等の購入資金を含みます。ただし、上記①と同時に申し込むものに限り、100万円までといたします。</p> <p>※上記①、②にかかる住宅ローンの不足金は、対象外となります。 (例) 住宅新築資金総額2,000万円に対して、本資金1,000万円のほかに、当金庫住宅ローン1,000万円を借入した場合は対象外となります。</p> <p>※上記①～③に付帯する費用（設計監理料、登記費用、火災保険料及び借換えに伴う諸費用等）を含みます。</p> <p>※借換直前3か月の約定返済に、1回以上の返済延滞（3営業日以上）の遅れがある場合は、ご利用いただけません。</p> <p>※対象となる住宅は、申込人又はその家族の持家で、抵当権及び差押等の各種（仮）登記がないことが条件となります。ただし、次の場合は、各種（仮）登記から除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当金庫の借入（事業資金、住宅ローン（代理貸付を含む）等）にかかる抵当権及び根抵当権 ○本件の借換えで抹消となる他金融機関住宅ローンにかかる抵当権及び根抵当権 ○資金用途がリフォーム（増改築・修繕）資金又はリフォーム（増改築・修繕）の借換え資金の場合の他行住宅ローンにかかる抵当権 						
4. ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・2,000万円以内 <p>ただし、本件以外にしんきん保証基金の保証付消費者ローンをご利用の場合（他金庫でご利用の融資を含む）は、累計して3,000万円までといたします。</p>						
5. ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・3か月以上25年以内 						

《裏面に続く》

6. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・当初のご融資利率は、固定期間3年、5年又は10年のいずれかをお選びいただけます。 ・特約期間終了後は、お申し出により残存返済期間内で「固定金利期間特約型」を再度選択していただくことができます。 なお、特約期間終了時までにお申し出が無い場合には、自動的に「変動金利型」に移行いたします。 ・特約期間終了後、「固定金利期間特約型」を選択された場合の利率は、特約期間終了日の翌日時点における当金庫が定める「固定金利期間特約型」の利率となり、借入当初の利率とは異なる可能性があります。 ・特約期間終了後、「変動金利型」として取り扱われた場合の利率は、特約期間終了日の翌日時点における当金庫が定める「住宅ローン専用金利」を基準金利として決定します。 その後のご融資利率は、4月1日及び10月1日の年2回基準金利の見直しを行い、基準日が4月1日の場合は6月の約定返済日の翌日から、基準日が10月1日の場合は12月の約定返済日の翌日から新利率を適用させていただきます。 ・「変動金利型」に変更後は、再び「固定金利期間特約型」を選択することはできません。 ・3大疾病保障特約付団信又は就業不能・3大疾病団信にご加入される方は、保険料分としてご融資利率に年0.2%上乗せいたします。
7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元利均等返済とし、ボーナス月増額返済も併用できます。ただし、ボーナス返済部分の元金はご融資額の50%までとします。 ・特約期間中の毎回のご返済額は一定です。なお、特約期間終了後のご返済額は、新利率、残存元金、残存期間に基づいて算出させていただきます。 ・特約期間終了後、変動金利型として取り扱われた場合、ご返済額は、「10月1日の基準日」を5回経過する毎に見直すものとし、その期間内に利率の変更があったとしても、元金分と利息分の割合を調整し、ご返済額の変更はいたしません。また、見直し後のご返済額は、前のご返済額の1.25倍を上限とします。 ・当初のご融資期間が満了しても借入金の一部及び未払利息が残る場合は、原則として期日に一括返済させていただきます。
8. 保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ・しんきん保証基金が保証しますので保証人及び担保は必要ありません。
9. 保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・保証料は、利息に含みます。
10. 必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・全部事項証明書（申込日時点で発行日から3か月以内のもの） ※不動産の購入資金は購入する全ての土地・建物の証明書等、新築資金及び建て替え資金は建物の敷地となる土地の証明書等、リフォーム資金は対象となる建物の証明書等が必要となります。 ・他金融機関住宅ローン借換資金は、借換対象の住宅ローン返済予定表及び返済用預金口座通帳が必要となります。 ・支払済の資金は、領収書、通帳等が必要となります。
11. 手数料等	<ul style="list-style-type: none"> ・繰上返済を行う場合は、次の手数料が必要となります。 一部繰上償還（1回あたり） 3,300円、全額繰上償還 5,500円 ※上記金額には消費税が含まれています。 ※ご融資残高が10万円以下のお借り入れに対する繰上償還は、手数料無料となります。
12. 苦情処理措置 ・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はお客様相談センター（9時～17時、電話：0120-972-141（通話料無料））へお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）及び札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、上記お客様相談センター、全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）又は北海道地区しんきん相談所（電話：011-221-3273）へお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センター若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
13. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・お申し込み際には事前の審査をさせていただきます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・現在のご融資利率やご返済額の試算等については、当金庫本支店にお問い合わせください。